

## 水痘（水ぼうそう）予防接種について

平成26年10月1日から、水痘（水ぼうそう）ワクチンが定期接種になり、対象年齢の方は無料で接種できるようになりました。接種時期についてはかかりつけ医にご相談ください。

なお、平成26年9月以前に受けた接種は助成の対象になりません。

### 接種対象年齢及び標準的接種期間

<対象者>

接種対象年齢	接種回数
接種日において1歳以上3歳未満	3か月以上の間隔をおいて2回

### ●経過措置について

接種日に年齢が3歳以上5歳未満で、水痘（水ぼうそう）にかかったことがなく、水痘ワクチンを1回も接種したことがないお子さんは、平成26年度に限り（平成26年10月1日～平成27年3月31日まで）1回接種出来ます。

<標準的接種期間>

初回接種（1回目）	1歳から1歳3か月未満のあいだに1回接種
追加接種（2回目）	初回接種終了後6か月から12か月の間隔をおいて1回接種

<接種場所>

委託医療機関での個別接種です。

委託医療機関名	電話番号
いからし小児科アレルギークリニック	53-2250
監物小児科医院	52-0800
徳友医院	53-0167
皆川小児科医院	53-3530
田上診療所	57-5015

※市外の小児科等でも受けることができます。

### 接種についての注意事項

- ・すでに水ぼうそうに罹ったことのある人は、対象になりません。
- ・平成26年9月以前に任意として水痘ワクチンを接種したことがある場合は、すでに接種した回数分の接種を受けたものとします。
- ・予防接種の効果と副反応を十分理解したうえで体調の良い時に接種しましょう。

このページの作成担当

健康課衛生係 お問い合わせ 0256-52-0080（内線 162・164・165）